

ご利用ください

固定資産税の縦覧・閲覧

☎ 税務課 ☎ 0823-43-1636

縦覧・閲覧とは

縦覧は納税者が自分の資産評価額が適正か、他の資産と比較できるよう、関連帳簿を一定期間確認できる制度です。償却資産は縦覧の対象外、土地家屋の評価額をパソコンで確認できます。

閲覧は所有する資産の台帳を確認する制度です。評価や税額が記載された固定資産課税台帳（名寄帳）が見れます。

対象者

固定資産税の納税義務者にその代理人、納税管理人

※土地家屋を所有していない人は縦覧不可、閲覧は上記のほか相続人や借地、借家人（証する書類が必要）

期間と手数料

縦覧は毎年4月1日（土日の場合は翌月曜）から固定資産税の第1期納期限（6月1日）まで、手数料は無料。閲覧は通年で可能ですが、縦覧期間中に限り閲覧自体は無料、写しが必要な場合は枚数に応じたコピー代が必要です。

場所

縦覧は市役所本庁1階の税務課窓口のみ、閲覧はこれにサービスセンターや各市民センター。

縦覧・閲覧時に必要なもの

▶ 個人の納税義務者

本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証）など

▶ 法人の納税義務者

代表者印の押印がある委任状と代理人を確認できるもの

▶ 代理人

委任状と代理人を確認できるもの

民生委員・児童委員 ～心と心のつなぎ役～

☎ 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638

令和7年12月1日に行われた全国の民生委員・児童委員一斉改選結果が公表されました。全国の民生委員・児童委員定数240,971人に対し充足率は91.7%で、3年に1度の一斉改選ごとに低下している状況です。欠員数は約2万人に達しています。



広島県民協
マスコットキャラクター
「ミンジー」

本市の状況

	令和元年12月	令和4年12月	令和7年12月
委員定数	103人	103人	98人
委嘱数	83人	86人	82人
充足率	80.6%	83.5%	83.7%
欠員数	20人	17人	16人

本市の状況を見ると令和元年から常時10人以上の欠員が生じており、地域によっては、長期間民生委員がない地域もあります。なり手がいない要因として、①高齢者単独世帯の増加や世帯の抱える生活課題が複雑化していること、②退職年齢の延長や退職後も就労継続する方が増えたことにより、これまで担い手となっていた方々が民生委員の活動時間を確保できなくなっていること、③民生委員活動の見えにくさによって実態以上に「大変そう」というイメージが先行していることなどが挙げられます。

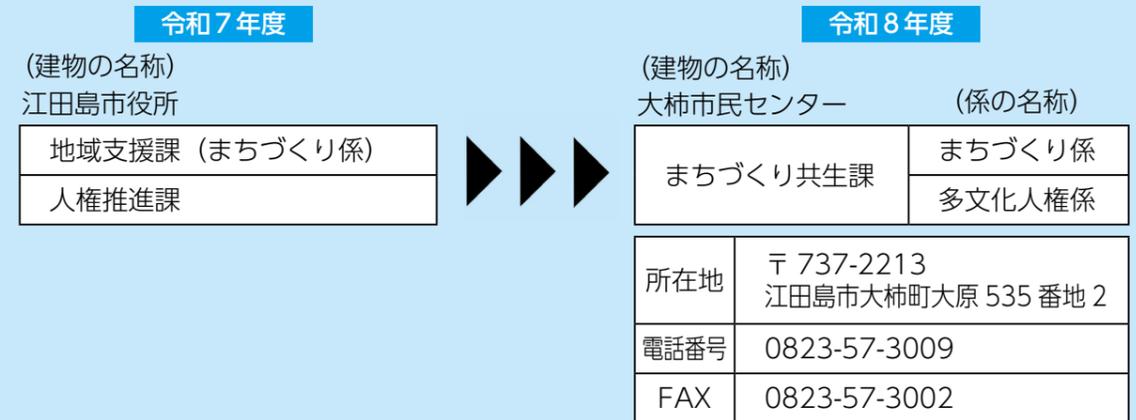
民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談役、また住民の困りごとを行政等の窓口へつなぐパイプ役として、やりがいのあるボランティアです。民生委員・児童委員に限らず「初めて」は誰でも何でも大変なものですが、困ったときどうしていいかわからないときは、同じ地区の先輩委員などに相談するなど一人で解決することはありません。

地域のために役立ちたい、何かしてみたいと思っている方、民生委員・児童委員になってみませんか？

市民の皆様が将来にわたって安心して暮らせる社会を実現するため、4月1日から市役所の組織機構を見直します。

1 地域共生社会の推進

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし、共に支え合う社会を実現していくため、市民生活部内の「地域支援課（まちづくり係）」と「人権推進課」を統合した「まちづくり共生課」を大柿市民センター内に新設します。



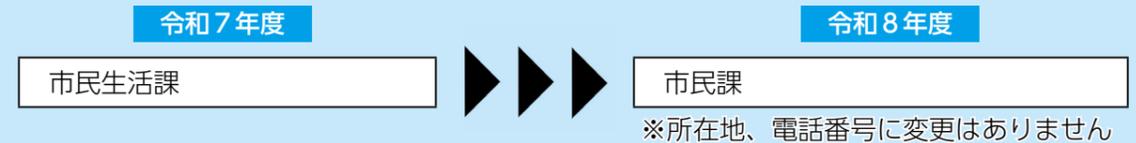
2 生活環境施設の更新対応

老朽化によるトラブルが相次いでいるごみ処理施設などの更新や整備を進めるため、生活環境に特化した「生活環境課」を新設します。



3 名称変更

市民に業務内容が分かりやすい名称に改称します。



4 閉庁時におけるお問い合わせ窓口の変更

市内市民センターの夜間・休日のお問い合わせ窓口を変更します。変更後は、本庁舎（☎0823-43-1111）にお問い合わせください。（宿直・日直が対応します。）

変更時期	変更する市民センター	変更後のお問い合わせ窓口
11月～（予定）	江田島市民センター	本庁舎 （☎0823-43-1111）
	能美市民センター	
	沖美市民センター	